

議第113号

山形県産業科学館の指定管理者の指定について

県は、次により指定管理者を指定することができる。

- 1 公 の 施 設 の 名 称 山形県産業科学館
- 2 指定をしようとする団体 山形市城南町一丁目1番1号
山形県産業科学館共同管理者
- 3 指 定 の 期 間 令和9年4月1日から令和12年3月31日まで

提 案 理 由

山形県産業科学館の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものである。

議第114号

山形県国民宿舎竜山荘の指定管理者の指定について

県は、次により指定管理者を指定することができる。

- 1 公 の 施 設 の 名 称 山形県国民宿舎竜山荘
- 2 指定をしようとする団体 山形市蔵王温泉938番の4
株式会社川前サステナーズ
- 3 指 定 の 期 間 令和9年4月1日から令和12年3月31日まで

提 案 理 由

山形県国民宿舎竜山荘の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものである。

議第115号

山形県郷土館等の指定管理者の指定について

県は、次により指定管理者を指定することができる。

- | | | |
|---|-------------|------------------------------------|
| 1 | 公の施設の名称 | 山形県郷土館及び県政史緑地 |
| 2 | 指定をしようとする団体 | 山形市緑町一丁目2番36号
公益財団法人山形県生涯学習文化財団 |
| 3 | 指定の期間 | 令和9年4月1日から令和14年3月31日まで |

提 案 理 由

山形県郷土館等の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものである。

議第116号

山形県県営住宅等の指定管理者の指定について

県は、次により指定管理者を指定することができる。

- | | | |
|---|-------------|------------------------------|
| 1 | 公の施設の名称 | 山形県県営住宅及び共同施設 |
| 2 | 指定をしようとする団体 | 山形市七日町三丁目1番9号
県営住宅管理共同企業体 |
| 3 | 指定の期間 | 令和9年4月1日から令和14年3月31日まで |

提 案 理 由

山形県県営住宅等の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものである。